大阪
保険医新聞

発行所　大阪市浪速区幸町1丁目2番33号　郵便番号556-0021
大阪府保険医協会
発行人　渡辺　征二
電　話　06(6568)7721(代)
ＦＡＸ　06(6568)2389
定　価　300円(購読料は会費に含まれます)

電話診療のコロナ特例7月末で終了へ
電話診療による処方・電話初診不可に

本紙で既報のように、コロナ特例のうち電話等による診療の特例が今年7月末をもって終了予定です。8月以降で情報通信機器を用いた診療を継続する場合は、届出が必要ですのでご注意ください。

お母さんと赤ちゃんのため
妊産婦医療費助成制度創設を

栃木県では「当たり前」の妊産婦助成
母体保護・少子化対策の面からも制度創設すべき

大阪府保険医協会は、妊娠中から産後の方が「子ども医療費助成制度」などのように窓口負担の不安がなく受診できるような「妊産婦医療費助成制度」の創設を求める運動に取り組んでいますが、全国的にはすでに実現している自治体があります。今回は県単位で実現している栃木県の制度に関して、栃木県保険医協会の大橋博副会長と、制度を利用した市民にお話をうかがいました。

栃木県保険医協会 副会長
小山イーストクリニック
名誉院長
大橋 博 氏

ーはじめに、普段診療されている妊産婦の患者に関して教えてください。

当院は糖尿病・内分泌・甲状腺疾患を軸に診療しています。そのため、妊産婦の患者さんに関しては、糖尿病や妊娠糖尿病などの方が多いです。母体が高血糖ですと、お腹の中のお子さんも様々な合併症を起こす危険性があるため、慎重な対応が必要です。

しかし、治療や管理にあたっては、血糖自己測定やインスリン自己注射などが必要なことも多く、各種の加算等で患者さんの経済的な負担にもつながってしまいます。

そうした患者さんの負担軽減につながる仕組みが栃木県の妊産婦医療費助成制度であり、医師としても大変ありがたい制度です。

ーいま仰られた栃木県の妊産婦医療費助成制度について教えてください。

栃木県の医療費助成制度は、妊娠の届出をした月の初日から出産した月の翌月の末日までの妊産婦が対象です。償還払いではありますが、医療機関ごとの窓口負担上限が月５００円までとなります（表）。

さらに、多くの市町村が上乗せする形で制度を拡充しており、医療費の自己負担が実質なしの自治体も少なくありません。当院のスタッフからも入院費等の負担が緩和され助かったとの経験を聞いています。

普段の診療ではごく当たり前の制度と思っており、他県に制度がないとは知りませんでした。最初、大阪の保険医協会から取材があると聞き、こんな当たり前の制度の何を聞きたいのかなど思ったくらいです。少子化対策の観点からも、国の責任で全国的に行うべき制度だと思います。

現制度の課題は「償還払い」と「対象期間の短さ」

ー現在の妊産婦医療費助成制度に関して、改善してほしい点はありますか。

現物給付が望ましい

大きく2点あります。まず1点目は「現物給付にすべき」ということです。

現制度は償還払いのため、医療費があまり高額でない場合は、申請をためらう患者さんが少なくないのが実態です。また、申請したとしても、実際に医療費が振り込まれるまでには一定の期間を要するため、その間は経済的な負担が解消されないことも問題です。

行政としては、現物給付にすることで「不必要な受診」が増えることを危惧しているのかもしれませんが、実際には不必要な受診はほとんど起こり得ないはずです。なぜなら、妊産婦さんの場合はお腹にお子さんがおられることなどもあって、必要最小限の医療で止めようとされる方がほとんどだからです。

母体保護の観点からも、現物給付にして、医療アクセスを良くするべきと考えます。

せめて半年の延長を

2点目は、「助成期間を延長すべき」ということです。例えば妊娠糖尿病の方は出産してから1カ月後、3カ月後、12カ月後の対応が重要です。特に出産後12カ月の時期は糖尿病になりやすく、受診を呼びかけることが多いのですが、助成制度は使えません。もし本気で母体保護や少子化対策を考えるのであれば、対象期間を延長すべきではないでしょうか。せめて、出産後半年間は対象にしていただきたいですね。

国は基礎的な医療と基本的な国民生活を大切にすべき

ー最後に、医療・社会保障制度全般に関してお考えを教えてください。

近年国は、高度で高額な先進医療には積極的にリソースを割く一方で、ベーシックで安価な医療については極めて軽視しているように感じています。そして、国がベーシックな医療を軽視した結果の一つが、この間の医薬品不足ではないでしょうか。

私たち医師は、必要な医薬品が揃っている環境を前提として、最善の治療をめざす訓練を積んできました。しかし、現在は必要な医薬品が手に入らなくなっています。使いたい医薬品が手に入らないときにどうやって最善の治療をすればいいのか、多くの先生方は対応に苦慮しておられるのではないでしょうか。

今回の妊産婦医療費助成制度にも言えることですが国はもっと基礎的な医療と基本的な国民の生活を重視する視点を持つべきではないでしょうか。ぜひ、大阪からも声を上げていただきたいです。

ー本日はありがとうございました。

栃木県妊産婦医療費助成制度の概要

対　象	▷妊娠の届出をした月の初日から出産した月の翌月の末日までの妊産婦 ※独自の制度拡充を行い期間延長している自治体有
所得制限	▷なし
自己負担	▷医療機関ごとに月 500 円が上限に（入院や歯科も制度の対象） ※入院時食事療養費及び健康保険の適用にならないものは対象外 ※独自の制度拡充を行い「負担上限なし」としている自治体多数
助成方法	▷各自治体の窓口へ、助成申請書と医療機関の領収証を提出して申請（後日、指定の口座へ振込） ※振込までの期間は自治体により異なるが、中には 3 カ月を要すると打ち出している自治体も

大阪での制度創設に向けた運動へご協力のお願い

署名・アンケートのご協力をお願いします。右の二次元コードまたは用紙のご注文はFAX 06-6568-2389 で大阪協会まで

WEB署名

アンケート

★栃木県のママさんに聞きました★

不安になりやすい妊娠中を支えくれたありがたい制度

ー妊産婦医療費助成制度についてどのように思われますか。

私は2人の子どもを出産しました。妊娠中は、いつも以上に体調が心配になりますので、経済的な負担がなく受診できる制度があって大変助かりました。

妊娠中でなければ市販薬での対処も考えるのですが、注意書きにある「妊婦・授乳中の方は医師に相談してください」を見ると、個人判断での使用をためらってしまいます。医療機関に行きやすくなる制度の存在は大変ありがたいですね。

また、医科だけでなく歯科の受診まで制度の対象となる点も大変助かりました。妊娠中の口腔ケアの大切さについて聞いていたので、制度が利用できて嬉しかったです。

ー制度で改善してほしいことは何かありますか。

一番は、現物給付にしていただきたいということですね。制度自体は改善が進み、私の自治体では2人目の妊娠時には５００円の自己負担制限もなくなったため、大変ありがたかったのですが、申請作業を負担に感じることが多々ありました。

特に妊娠中は、様々な行動がいつも以上に負担になりますので、何とか改善してほしいです。

また、そもそもこういった助成制度は国単位で設けるべきだとも思いました。本来は全国の全てのお母さんが安心して医療を受けられる環境が望ましいと思います。

ーありがとうございました。

▼地球温暖化に歯止めがかからない。今月、極域を含めた世界の平均気温が観測史上初めて17度を超えた暑さだったことが米メーン大学の研究チームの分析で分かった。▼今年に入って世界各地で記録的な暑さが確認され、深刻な被害がもたらされている。カナダでは高温と乾燥から森林火災が頻発し、南極では海氷面積は過去最少を更新するなど、危機的な状況である。日本においても、この度の九州北部大雨は土石流と川の氾濫で甚大な被害をもたらしたが、これも温暖化が根本原因であろう。▼地球温暖化の主な原因は人間の産業活動に伴い排出される二酸化炭素に代表される温室効果ガスの増加である。２０１５年に開かれたパリ協定では、地球温暖化を危惧し、世界規模で早急に対策をするという協定が採択された。しかしながら現在の世界の気温上昇は予想以上に速いペースで温暖化が進行していることを物語っている。▼明日の地球を守るため人類が取るべき行動は「温暖化を今すぐ止めること」であり、そのためには今の産業構造を抜本的に見直し、温室効果ガスの排出を止めなくてはならない。今こそ温暖化防止のために全ての国々、政府、産業団体が足並みをそろえて対策を立て行動を起こしていくことが必要である。（合）